

別表1（第3条、第12条関係）

項 目	内 容
事業の内容 補助対象経費	<p>女性が働きやすい環境整備に向けた以下の施設、設備等の改修、整備や導入に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ①衛生管理設備（トイレ、手洗い場等） ②福利厚生設備（休憩スペースや更衣室等） ③高さが調整できる作業台、アシストスーツ等 ④託児スペース <p>ただし、自宅に付随した施設、設備等は除く</p>
補助事業者	<p>個人経営体のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 農村女性リーダー ・ 青年農業士 ・ 指導農業士 ・ 「働きやすい環境づくり」の項目を盛り込んだ家族経営協定を締結している経営体
補助要件	<p>以下の全ての要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間のうち概ね3カ月以上、女性を臨時雇用している又は事業実施年度の翌年度までに雇用予定であること。 ②就業規則を作成している又は作成予定であること。
補助率	1/2 以内
補助金の額	10万円 ～ 300万円